

## 五戸口

### I 家並改・宗門人別改

#### 二〇二 宗門改一札

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

〔解説〕 明和三年（一七六六）の宗門改一札である。表記の者の宗旨を妙雲寺が証明し、役人あてに届け出たものである。

覚

一 御領分川邊村八左衛門儀、年式拾五代々法花宗ニ（華）て、当寺檀那ニ紛無御座候、万一御法度之宗門之旨、訴人有之候ハハ、拙僧何方迄も罷出、急度申訳可仕

候、此度御改ニ付差上申一札仍如件

明和三丙戌年三月

御領分川邊村

妙雲寺印

中村利右衛門殿

#### 二〇三 宗門改一札

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

〔解説〕 明和三年（一七六六）の宗門改一札である。本人と家族・使用人が、キリシタンでないことを役人あてに届け出たものである。

奉差上候一札

（華）

一 私儀代々法花宗ニて、御領分川邊村妙雲寺旦那ニ紛無御座候

一切支丹宗門御穿鑿度々被為仰付、御制札之面奉拝見、妻子並召仕候男女迄吟味仕、切支丹宗門之者無御座候、万一隠シ置段他所於相顕候は、急度御法度之如

く可被仰付候、宗門御改ニ付奉差上候一札仍如件

明和三丙戌年三月

御領分川邊村

八左衛門<sup>印</sup>  
年貳拾五

中村利右衛門様

二〇四 川辺村人別帳

○川辺町所蔵  
(西村家文書)

(解説) 寛政一〇年(一七九八)の川辺村の人別帳である。職業と男女別の総人口を、役人あてに届け出たものである。

(表紙)

寛政十年

美濃国加茂郡川邊村人別帳

午四月

惣人数午四月改

五戸口

美濃国加茂郡  
川邊村

合七百四拾七人

内  
三百七拾人

貳人

壹人

貳人

三人

貳人

三百六拾七人

外<sup>二</sup> 七百四拾七人

五人

内三人女

四人

内二人女

惣合七百五拾六人

右惣人数書上申所毛頭相違無御座候、為其庄屋・組頭  
判形仕差上申候以上

寛政十年午四月

貳歳以上

百姓

出家

山伏

医師

葺師

大工

女

ささら

乞食

庄屋  
吉兵衛  
組頭  
平十郎  
同断  
吉左衛門

御役人中様

同断才三郎  
同断庄介

二〇五 福島村宗門男女増減帳

○町内福島

福島区所蔵

〔解説〕 享和四年（一八〇四）の福島村の宗門増減帳である。男女の増減を記録して総人数を算出し、役所あてに提出したものである。

〔表紙〕

享和四年

濃州加茂郡福島村宗門男女増減帳

子三月

増人

一 弥次右衛門男子松次郎、去亥五月出生仕候

一 万吉男子万藏、去亥四月出生仕候  
一 久之助男子久五郎、去亥十二月出生仕候  
一 源太夫女房、加茂郡上吉田村忠左衛門妹縁付参り申候

一 九右衛門女房、加茂郡西脇村源助娘縁付参り申候  
一 龜藏女房、加茂郡牧野村小源次娘縁付参り申候

ノ六人内男三人  
女三人

減人

一 新藏去亥四月病死仕候  
一 政次郎娘ひな去亥四月病死仕候  
一 只右衛門女房去亥六月病死仕候  
一 行宝院去亥五月病死仕候  
一 愛行院去亥十二月病死仕候  
一 佐頭次去亥八月病死仕候  
一 浅右衛門女房去亥九月病死仕候  
一 平藏母去亥九月病死仕候  
一 半六去亥八月病死仕候  
一 傳十郎母去亥八月病死仕候  
一 一定吉去亥十二月病死仕候  
一 市郎次母去亥十一月病死仕候

一半九郎男子半次郎去亥八月病死仕候

差引て  
拾三人内男七人女六人

七人減内男四人女三人

当年惣人数貳百八拾三人内男百三拾五人女百四拾八人

右書上申候通増減相違無御座候以上

享和四年子三月

加茂郡福嶋村庄屋

同村組頭半十郎

瀨兵衛

織田孫七様

御役所

## 二〇六 宗門改一札

○川辺町所蔵  
(西村家文書)

(解説) 文化三年(一八〇六)の宗門改一札である。表記の者の宗旨を禪原寺が証明し、役人あてに届け出たものである。

覚

五戸口

一御領分川邊村甚兵衛年□□、代々禪宗にて当寺旦

那ニ紛無御座候、万一御法度之宗門之旨訴人有之候

ハハ、拙僧何方迄も罷出急度申訳可仕候、此度御改

ニ付差上一札仍て如件

文化三丙寅年三月

御領分栃井村

禪原寺

高梨宇兵衛殿

羽瀨六郎左衛門殿

中村元之進殿

立木左内殿

## 二〇七 宗門改一札

○川辺町所蔵  
(西村家文書)

(解説) 文化三年(一八〇六)の宗門改一札である。本人と家族・使用人が、キリシタンでないことを役人あてに届け出たものである。

奉差上候一札

四八五

一 私義代々禪宗にて、御領分析井村禪原寺旦那紛無御座候

一切死丹宗門御穿鑿度々被為仰付、御制札之面拝見、妻子並召仕候男女迄吟味仕、切死丹宗門之者無御座候、万一隠し置他所より於相顕てハ、急度如御法度可被為仰付候、宗門御改ニ付奉差上候一札仍て如件

文化三丙寅年三月

御領分川邊村  
甚兵衛

高梨 宇兵衛様

羽渕六郎左衛門様

中村 元之進様

立木 左内様

二〇八 宗門改類名取扱願

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 文化七年(一八一〇)の宗門改類名取扱願であ

る。宗門帳に同類名の者があり、改名するよう折衝したが

了解が得られなかった。そのため、役所で取り調べをするよう願ったものである。

乍恐以書付奉申上候

当御支配所下川邊村、当午年宗門人別御改帳並五人組帳、例年之通奉差上御改被遊候跡、類名之者三人御座候ニ付、格別之大村と申ニも無之、村方如何之義ニて類名有之哉之旨御差函奉恐入候、依之村役之者立会、右新規改名致候、両人之者庄屋所え咄寄、是迄之通善藏・織部ニて差支無之付、右儀承知可致旨度々異見差加へ候得共、銘々家名引続方謂申立候得は、無抛義ニ御座候ニ付、左候ハハ口書差出候様申聞候ニ付、双方より差出候口書則左ニ相添奉差上候、御証之上何卒乍恐右之者共を召出、双方承知仕候様御利害被為仰付、下置候様奉願候御事

前書之通相違無御座候、何卒右之始末被為聞召分、双方承知奉畏候様、御威光を以御利害被為仰付、被下置候様偏ニ奉願上候以上

文化七午三月

下川邊村百姓代

圓右衛門

下川邊  
御役所

年寄  
与次右衛門  
庄屋  
宇兵衛

## 二〇九 栃井村宗門改証文

○川辺町所蔵  
(西村家文書)

(解説) 文化一〇年(一八一三)の栃井村の宗門改証文である。男女別の総人口を記録し、下男下女に至るまで寺証文を取って、役人あてに届け出たものである。

濃州加茂郡栃井村宗門相改証文之事

一人数都合式百式拾三人

内百拾三人男  
百拾人女

去ル申ニ八人増ス

右如累年当村宗門相改、召仕候下男下女迄不殘吟味仕、  
旦那寺証文取之置申候、若胡乱成族も有之申候ハハ、  
早速可申上候、隱置從脇訴人御座候ハハ、惣百姓如何

五戸口

様之曲事ニも可被仰付候、仍て如件

文化十癸酉年三月

栃井村組頭

助印

同断

権右衛門印

庄屋

得右衛門印

大嶋三郎右衛門様

羽渕与惣右衛門様

助川弥一右衛門様

山本 仲様

古市武右衛門様

立木理藤次様

## 二一〇 川辺村五人組帳

○川辺町所蔵  
(西村家文書)

(解説) 文政一〇年(一八二七)の川辺村の五人組帳である。家並みを五人組単位に記録したものであるが、組は必ずしも五人とは決まっていなかった。

四八七

第二部 文書の部

(表紙)

文政十年

川邊村五人組控帳

丁亥正月吉日

持主 西村才三郎

川邊村之定免

一 田本免 六ツ三分式厘八毛

一 畑本免 五ツ壹分五毛

一 役免 五分七厘八毛

一 口米免 式口取二三かけ

一 畑斗り 口米免壹分四厘五六

一 開方免 五ツ三分四厘

川邊村惣五人組頭之次第

五人組頭

太 助 惣次郎

判 十郎 佐治助

惣右衛門 太治右衛門

八百右衛門 与兵衛

五人組頭

清 六 甚助

五人組頭

桑 治

五人組頭

傳兵衛

彦五郎

鍋吉

長兵衛

五人組頭

新右衛門

五人組頭

儀左衛門

甚右衛門

甚三郎

太郎兵衛

彦十郎

五人組頭

喜三郎

喜左衛門

太次兵衛

甚藏

安兵衛

嘉平

五人組頭

弥右衛門

喜兵衛

勇助

傳十郎

彦藏

五人組頭

吉兵衛

作兵衛

佐五右衛門

作右衛門

長助

佐平治

忠助

忠藏

五人組頭

市郎右衛門

五平

清十郎

久右衛門

忠兵衛

五人組頭

市郎兵衛

權右衛門

長右衛門

丈助

桑七

平十郎

五人組頭

七兵衛

久兵衛

佐治兵衛

与三兵衛

松助

長七

清九郎

定助

五人組頭

九兵衛

長藏

久七

佐藏

五人組頭

利兵衛

惣助

太郎右衛門

治郎兵衛

嘉右衛門

甚吉

五人組頭

伊右衛門

五郎右衛門

林平

|     |       |      |                             |                           |      |      |     |      |                             |                             |                           |      |      |       |                             |                             |      |
|-----|-------|------|-----------------------------|---------------------------|------|------|-----|------|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------|------|------|-------|-----------------------------|-----------------------------|------|
| 武兵衛 | 源兵衛   | 喜七   | 奧右衛門<br><small>五人組頭</small> | 甚右衛門                      | 善五郎  | 弥十郎  | 喜代七 | 留右衛門 | 彦右衛門<br><small>五人組頭</small> | 平六                          | 四郎                        | 捨藏   | 林右衛門 | 利助    | 助右衛門<br><small>五人組頭</small> | 伴助                          | 文十郎  |
| 源善  | 清助    | 善右衛門 | 惣十郎<br><small>五人組頭</small>  | 權四郎                       | 与五兵衛 | 傳六   | 喜助  | 喜藏   | 庄治<br><small>五人組頭</small>   | 忠兵衛                         | 甚助                        | 孫左衛門 | 文平   | 又三郎   | 善兵衛<br><small>五人組頭</small>  |                             | 何助   |
| 善助  | 糸右衛門  | 勘兵衛  | 德左衛門<br><small>五人組頭</small> | 角右衛門                      | 平作   | 甚七   | 傳藏  | 安右衛門 | 彦四郎<br><small>五人組頭</small>  | 忠助                          | 定七                        | 治兵衛  | 梅太夫  | 与三右衛門 | 忠治郎<br><small>五人組頭</small>  | 團七                          | 三右衛門 |
| 孫藏  | 孫作    | 孫平   | 治郎<br><small>五人組頭</small>   | 長吉                        | 長助   | 佐兵衛  | 宮吉  | 秀助   | 傳助                          | 沢右衛門<br><small>五人組頭</small> | 宝藏院                       | 与左衛門 | 長兵衛  | 平藏    | 五右衛門                        | 清四郎<br><small>五人組頭</small>  | 弁藏   |
| 与七  | 九郎右衛門 | 德兵衛  | 孫助                          | 孫六<br><small>五人組頭</small> |      | 藤助   | 六兵衛 | 勘七   | 四郎右衛門                       | 元右衛門<br><small>五人組頭</small> | 孫兵衛                       | 金助   | 孫重郎  | 友右衛門  | 新吾                          | 松右衛門<br><small>五人組頭</small> |      |
| 新三郎 | 孫七    | 助九郎  | 長五郎                         | 助市<br><small>五人組頭</small> |      | 磯右衛門 | 又兵衛 | 德右衛門 | 判三郎                         | 利助                          | 又助<br><small>五人組頭</small> | 治平   | 奎兵衛  | 金三郎   | 九右衛門<br><small>五人組頭</small> |                             | 弥七   |

第二部 文書の部

人数惣ノ百八拾人

組惣ノ三拾三組

右之通人別相改候処相違無御候以上

文政十年丁亥正月改ル

組頭 五三郎  
同 弥助  
同 惣助  
同 忠藏  
同 彦兵衛  
同 源三郎  
同 孫市  
庄屋 甚三郎  
同 甚九郎

二二一 宗門改一札

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

〔解説〕 天保二年（一八三一）の宗門改一札である。表記の者の宗旨を禪原寺が証明し、役人あてに届け出たものである。

宗門一札

一加茂郡栃井村兵右衛門儀、宗旨代々禪宗にて、当寺旦那ニ紛無御座候、若脇より御公儀御法度之、切支丹宗門之由訴人於有之ハ、拙僧何方も罷出急度申開可仕候、為後日依て如件

天保二年卯二月

同郡同村  
禪原寺印

御役人衆中様

二二二 家作取調書上帳

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

〔解説〕 天保一四年（一八四三）の家作取調書上帳である。幕府役人来村のさい、宿泊所となった村役人などの家

の、門・玄関・住居の状態を報告したものである。周辺一  
一か村の代表庄屋が、とりまとめ提出している。

〔表紙〕

天保十四年

家作取調書上帳

卯八月

加茂郡

下川邊村

覚

享和二戌年笠松御郡代辻甚太郎様御宿仕候  
文化二丑年御勘定大井安三郎様同断  
同四卯年飛驒御郡代田口五郎左衛門様同断  
文政七申年御勘定杉浦市郎兵衛様同断  
同年御普請役猶原百之助様同断  
同八酉年御普請役藤井圓四郎様同断  
天保三辰年御勘定廣木重右衛門様同断  
同年御普請役室田又藏様同断  
同年根本善左衛門様御手附福田勝平様同断  
同六年未年御普請役石川太助様同断

五戸口

但末年暮より翌申年春御越年被遊候

同十亥年御普請役森戸十郎様同断

同 森観太夫様同断

加茂郡下川邊村元割元庄屋

一住居家座敷壹軒

喜右衛門 印

但玄関様之もの御座候、其外御触之品無御座候

一別家座敷壹軒

同 人 印

但なげし御座候、其外御触之品無御座候

一長家門壹軒

同 人 印

但両開戸くくり付

是ハ慶長十四酉年相建申候、当卯年迄式百三拾五年

ニ相成申候、尤右証拠書物差出候様被仰渡候ニ付、

延享元子年御巡見様へ奉差上候、村絵図拾壹枚並、

由緒書壹通相添奉差上候

天保六未年同七申年御三役様数度御宿仕候

同郡同村庄屋

一住居家座敷壹軒

藤左衛門 印

但御触之品無御座候

一添家座敷壹軒

同 人 印

但なげし御座候

塗障子御座候

其外御触之品無御座候

四九一

文化元子年御普請役神谷幸吉様御宿仕候

同八末年御勘定矢田堀喜左衛門様同断

文政八酉年御吟味方御下役佐藤清五郎様同断

同十一子年御普請役桑田威兵衛様同断

同十二丑年同小林弥内様同断

天保十亥年同井上富左右様同断

但此年兩度御宿仕候

同年御勘定青山歛之助様同断

同年御勘定吟味方御下役村上愛助様同断

同十二丑年御普請役関谷官藏様同断

但此年兩度御宿仕候

一住居家座敷耆軒

同郡同村元割元年寄

与次右衛門 印

但なげし御座候

其外御触之品無御座候

一長家門耆軒

同 人 印

但両開戸くくり付

(酉)

是ハ明暦三丙年相建申候、当卯年迄百八拾七

年罷成申候、尤右証拠書物之義ハ前書同断

文政十一子年御勘定竹嶋菅右衛門様御宿仕候

同十二丑年同御同人様同断

一住居家座敷耆軒

同郡同村医師

織

部 印

但玄関様之もの御座候

其外御触之品無御座候

一添家耆軒

同

人 印

但なげし御座候

塗障子御座候

其外御触之品無御座候

一長家門耆軒

同

人 印

但両開戸くくり付

是ハ万治元戌年相建申候、当卯年迄百八拾五年

ニ相成申候、尤右証拠書物之儀ハ前書同断

同郡同村医師

貢

印

一住居家座敷耆軒

但玄関様之もの御座候

なげし御座候

其外之品無御座候

一二本柱門耆ケ所

同

人 印

但両引戸くくり無御座候

是ハ寛保二戌年相建申候

一添家耆軒

同郡同村

七右衛門 印

但なげし御座候

其外之品無御座候

右村庄

藤左衛門印

同

喜右衛門印

年

与次右衛門印

百姓代

傳右衛門印

天保九戌年御巡見市野茂三郎様御休仕候

同郡酒倉村医師

一住居家座敷耆軒

右京印

但玄関様之もの御座候

其外御触之品無御座候

先前より年久敷村役儀相勤申候得共、御休泊之儀相分

不申候

同郡同村庄屋

一住居家座敷耆軒

陽

藏

但御触之品無御座候

一長屋門耆軒

同

人

但両開戸くくり付

是ハ往古相立申候得共、年曆相分不申候

右村庄

陽

年

宅

藏

藏

五戸口

一住居家座敷耆軒

但なげし御座候

其外御触之品無御座候

百姓代

甚五郎

同郡大針村年寄

磯右衛門

大針村庄屋

年

茂右衛門

百姓代

磯右衛門

天保六未年御普請役迎一藤次様御宿仕候

同郡大杉村年寄

一添家座敷耆軒

庄三郎

但なげし御座候

塗障子御座候

其外御触之品無御座候

右村庄

甚左衛門

年

庄三郎

百姓代

兵四郎

同郡木野村

治八

一住居家座敷耆軒

但なげし御座候

其外御触之品無御座候

一住居家座敷耆軒

同郡同村

茂平

四九三

但なげし御座候

其外御触之品無御座候

右村庄  
年寄 豊屋

但両開戸くくり付  
是ハ寛政十二申年相建申候、当卯年迄四拾三年  
ニ相成申候

右村庄  
年寄 次郎右衛門

百姓代 嘉治

吉 平 八

文政七申年御勘定杉浦市郎兵衛様御宿仕候

同郡今泉村

儀

助

一長家門耆軒

但なげし御座候

其外御触之品無御座候

右村庄  
年寄 常右衛門

百姓代 茂吉

新兵衛

但両開戸くくり付  
是ハ寛政十二未年相建申候、当卯年迄四拾三年  
ニ相成申候

右村庄  
年寄 嘉兵衛

又左衛門

文政七申年御勘定杉浦市郎兵衛様御宿仕候

同郡夕田村庄屋

次郎右衛門

一住居家座敷耆軒

但御触之品無御座候

一添家座敷耆軒

同 人

一長家門耆軒

但塗障子御座候

其外御触之品無御座候

一長家門耆軒

同 人

是ハ往古相建申候得共、年曆相分不申候

右村庄  
年寄 忠兵衛

德右衛門

文化八末年御勘定矢田堀喜左衛門様御宿仕候  
御普請役湯本弥平次様御宿仕候  
杉庄兵衛様御手代村尾半平様御宿仕候

文政七申年御勘定杉浦市郎兵衛様御宿仕候

御普請役猶原百之助様御宿仕候

一住居家座敷老軒  
但なげし御座候  
同郡上川邊村 兵 三 郎

其外御触之品無御座候

一長家門老軒  
但両開戸くくり付  
同 人

是ハ往古相建申候得共、年曆相分不申候

右村庄 弥右衛門

年寄 鶴吉

百姓代 兵 三 郎

同郡寺前村庄 正 平

一住居家座敷老軒

但なげし御座候

其外御触之品無御座候

五戸 口

天保七申年御普請役石川太助様御宿仕候

一住居家座敷老軒  
同郡和泉村庄 貞 助

但玄関様之もの御座候

入側様之もの御座候

一四本柱門老軒  
同 人

但両開戸くくり付

是ハ明応元年相建申候、当卯年迄三百五拾貳年

ニ相成申候、和泉村開発人ニ御座候故、松野出

張御陣屋被仰付候節取建申候

一住居家座敷老軒  
同郡同村 重 助

但なげし御座候

其外御触之品無御座候

一長家門老軒  
同 人

但両開戸くくり付

是ハ宝曆八年新規相立申候、当卯年迄八拾六年

ニ相成申候

四九五

右村庄

年寄

百姓代

小左衛門

助 助

右之通取調奉書上候以上

天保拾四年卯八月

右村々惣代

夕田村庄屋

次郎右衛門

同断鹿塩村庄屋

徳右衛門

笠松御役所

## 二二三 福島村宗門改一札

○町内福島

福島区所蔵

(解説) 安政六年(一八五九)の福島村の宗門改一札で

ある。福島村の総人員の宗旨を寺別に調査し、キリシタンでないことを証明して、役人あてに提出したものである。

差出シ申一札之事

一切支丹宗門御改ニ付、加茂郡福島村惣百姓男女共、旦那より致吟味、従先年手形差出候得共、弥以今度堅御改ニ付、<sup>(検)</sup>兎役仕処疑敷者無御座候ニ付、五人組之帳面ニ銘々判形仕、若右之内切支丹宗門之者、有之由訴人御座候ハハ、右判形仕候寺之住持ニ、越度可被仰付候、只今迄之旦那より宗旨ヲ替申者御座候欵、又ハ常々執行等怪敷者御座候ハハ、早速御断可申達候、為後日連判如件

安政六年未三月

一旦那ノ百拾九人 加茂郡蜂屋村瑞林寺末寺

同郡比久見村禅宗

妙楽寺

一旦那ノ八拾八人 京都妙心寺直末寺

同郡上飯田村禅宗

正宗寺

一旦那ノ四拾九人 京都西六条本願寺末寺

同郡比久見村浄土真宗

善教寺

一旦那ノ七人 京都禅林寺光明寺両末寺

右同郡細目村浄土宗

善恵寺

一旦那ノ老人

紀州高野山遍照光院末寺

同郡信友村真言宗

遍照院

書付帳置常々無油断相改、百姓中え読聞、村中ニおいて念仏講・題目講ニ事寄、蜜ニ後生物語り等仕、常々宗旨ニ替り候宗門取扱、不審成者御座候ハハ、早速御注進可申候、当村切支丹宗門之者有之由、訴人御座候ハハ、庄屋組頭並五人組中え曲事ニ被仰付候、自然百姓中元宗旨を替申度と申者御座候ハハ、御断申上寺手形ヲ取直シ差上可申候、他所より女房ヲ呼養子仕候欵、下男下女召抱候欵、其外不依何者ニ他所より参り候者、当村住居仕度と申者御座候ハハ、其親類致吟味宗門相改、寺手形取御断申上、重て請帳書入可申候、今般御改洩候者、五人組外レ候者、老人も無御座候、勿論他所より参り候男女、不慥成者一円置申間敷候、為後日庄屋組頭連判一札依て如件

安政六年未三月

加茂郡福島村庄屋

小森小三郎

五戸口

吉田治郎吉殿

同断  
伊三郎  
組頭  
治助

二二四 宗門改一札

○町内下麻生

多田建次郎氏所蔵

(解説) 慶応四年(一八六八)の、常主院(下麻生)の宗門改一札である。キリシタンの者はいないことを、役人あて届け出たものである。

一札

当辰年切支丹宗門會議召仕、相改候処怪敷儀無御座候、若不審成儀御座候ハハ、早速可申上候、為其如件

慶応四年辰三月

加茂郡下麻生村

本山修験道

常主院

本多三四郎殿

四九七

二一五 五人組加入一札

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 年号不詳であるが、五人組へ加入するとの証文である。なんらかの理由で、離村していた表記の者が、帰村次第改めて加入し、役所へ届け出ることである。

指上ケ申一札之事

私儀五人組帳ニ印形不仕候ニ付、御吟味之上圓右衛門え相對仕、五人組ニ入り印形無滞可仕旨証文指上申候、依之村方え罷歸次第、圓右衛門え相對仕、圓右衛門と一同ニ早速御役所え罷出、五人組帳ニ印形可仕候、少も遅滞仕間敷候以上

丑六月十六日

加茂郡下川邊村

百姓  
用 助 印

笠松御役所

右用助申上候趣少も相違無御座候、尤村方歸着次第圓右衛門え為致相對、用助・圓右衛門兩人共ニ、庄屋年寄之内壺人指添、早速御役所え罷出、五人組帳ニ印形為仕可申候、少も延引仕間敷候以上

丑六月十六日

加茂郡下河邊村(川)

庄屋 久 七 印  
年寄 瀬野右衛門 印  
百姓代 半三郎 印

## Ⅱ 家株相統

### 二二六 田畑相統一札

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 延享二年(一七四五)の相統に関する一札である。父親の死後、隠居分の相統をめぐつて兄弟が争い、役所へ提訴したが、村内の仲介人によつて和解が成立したときの一札である。

#### 一札之事

一 我等共持高三拾六石式斗九升内、式拾六石余ハ先祖より持来候、古高残九石余ハ、父惣右衛門代ニ相調候新高ニ御座候、右古高式拾六石余之内、三分式は本家兄善藏、三分一ハ用助之分呉申候て、残高九石余は隠居分と申候て、善藏ニ持せ置、徳米ハ惣右衛

門え相渡シ来、其外諸道具諸色共ニ三分二・三分一と分ケ呉申候事

一 去ル子四月、親惣右衛門相果申候処、隠居分高九石余は、惣右衛門末期ニ、用助え相譲り候様ニ用助申候、然共用助老人承候儀、善藏立会不申候由、用助申候は慥成遺状ニも印形迄相加へ、其節兵三郎義も参会候て承申儀、証拠有之由用助申候、尤平三郎儀其節参会承候得共、証人ニ被相頼申義ニても無之、殊ニ善藏引向申義ニても無之候へば、証拠ニ難相立、猶亦惣右衛門存命之内、隠居分九石余ハ、本家善藏え後ニ、相譲可申哉と兵三郎えも申聞、善藏列座ニて承候得共、是以証人と相頼申儀ニ無之、惣右衛門両様之儀申置候得は、何れえも証拠ニ難相立、依之出入ニ罷成、用助より書付を以御役所え御訴申上候得は、善藏返答書御取候て再三御吟味之上、高山御役所えも可被差遣候旨被仰渡、此儀双方共迷惑至極奉存候事

一 庄屋年寄中五人組頭と、御寄合御相談之上、御取暖被下候は、惣右衛門存命之内、古高兩人之分呉候、此儀ニ相准候て、隠居分高九石余も三分式善藏、三

分一用助、其外ニも隠居分、分取候品々は三分二、  
三分一と御取贖被下、双方共得心仕御請申候上ハ、  
於後ニ申分無之不可致再犯候

右田畑ヶ所甲乙無之様ニ致配分、高帳面々ニ所持致候  
様ニ、御了簡被成可被下候、且又老母儀兩人之内何れ  
ニ成共、母申次第ニ介抱可致候、此以後親子兄弟むつ  
ましく、相暮候様御申聞相心得申候、為後日濟口証文  
仍如件

延享貳年丑二月

|      |    |     |      |     |        |
|------|----|-----|------|-----|--------|
| 出入本人 | 善藏 | 同断  | 一家証人 | 同断  | 五人組頭証人 |
|      | 助  | 兵三郎 | 德左衛門 | 清兵衛 |        |
|      | 印  | 印   | 印    | 印   |        |

庄屋 久七郎殿  
年寄 瀬野右衛門殿  
五人組頭御衆中

二二七 田畑相続一札請書

○町内下川辺

木下喜作氏所藏

(解説) 延享二年(一七四五)の文書で、史料二一六に  
関連したものである。仲介人による協定を不満として、母  
親が役所へ提訴し、その裁決に対し、当事者・村役人連名  
で了解した旨の請書である。異母兄弟の相続に対する紛争  
と思われる。

差上申一札之事

一惣右衛門後家訴上候ハ、夫惣右衛門前々より所持仕  
候田畑、高式拾六石九斗余、外ニ九石余ハ、惣右衛  
門代之内ニ相調、隠居分ニ仕置候所、去ル亥極月右  
之古高式拾六石九斗余之内、兄善藏ニ三分二、弟用  
助ニ三分一之積り、兩人倅ニ相分ケ譲申候、外惣右  
衛門代ニ相調候九石余ハ、私共夫婦隠居分ニ除置候  
間、私共介抱仕候方へ附置可申段、善藏方へ申聞候  
得共、善藏方えハ引請申聞敷旨申之候ニ付、弟用助

方ニ罷有候処、去子四月惣右衛門病氣ニ付、近所兵三郎参り、死後之遺言相尋候得ハ、母用助方ニ居候上ハ、隠居分は用助ニ相譲り候間、母を念頃ニ致候様と申之、外ニ自筆ニて遺言いたし置相果申候、然所隠居分田畑、去子年作徳米善藏方へ引取候故、用助方へ相渡候様申聞候得ハ、隠居分ニ義ハ、用助ニ一切為構不申旨善藏申之、及口論先御役所へ相願候処、当村庄屋久七方え組頭五人組並兵三郎立会、用助呼寄兵三郎申聞候は、隠居分新高九石余之内善藏ニ三分二、用助ニ三分一、其外諸道具迄相分ケ候様ニて取扱申候、依之氣之毒成義と申、用助得心不仕候処、兵三郎参り庄屋・組頭相談相極取扱候上ハ、違背難成段色々悪言申、無躰ニ得心印形為致、用助段々困窮迷惑仕候旨申上之候

一惣右衛門前々より持山式ケ所御座候、兄善藏ニ壹ケ所、用助ニ壹ケ所相譲り候処、是も隠居分ニ山ニ候とて右之通相分ケ、私用助難義至極仕候旨申上之候  
一用助義、近年之内家作可仕心懸ケニて、貯置候金子拾六両余所持仕候処、去ル亥極月廿三日借用致度旨善藏申候ニ付、右金取替善藏より書付取置候処、今

以返済不仕難義仕候、右之段々御吟味之上、夫惣右衛門自筆ニ遺言仕置候通、御立被下候様奉願候段申上之候

右訴上候趣、双方御吟味之上左之通被仰渡候

一隠居免九石余之義、惣右衛門ハ死去致候得共、母在命之内仲共可分ケ取子細無之、兩人之内えいづれえ成共、母任心ニいたし罷在候方ニ、隠居免九石余差置、母を介抱致シ死去致候以後、兄弟相談之上不相濟義ニ候ハハ、親類村役人立会取斗、内々ニて片付兼候ハハ、訴出可吟味請候処、母在命之内引分ケ候、殊ニ母を介抱いたし候仲方え三分一、母を不致介抱仲え三分二と引分ケ候義、母えも不為致得心家督引分ケ候、絡を以扱引分ケ候義不埒成致方ニ候、依之母在命之内ハ、仲共兩人之内いすれニ成共、母罷在候仲方ニて、九石余差配いたし、母死後ニ至り、兄弟右隠居免内ニて引分ケ相論候ハハ、訴出裁許可請事

一惣右衛門持高式拾六石九斗余之内、三分二・三分一と兄弟え分ケ遣候上ハ、山高式ケ所之義も壹ケ所宛引分ケ、兩人え可遣筈之事ニ候、壹斗九升六合之山

高隠居免之山ニ候迎、三分ニ善藏、三分一用助と引分ケ候扱全躰不相聞候、右弔斗九升六合之山高、隠居免九石余ニ附候山ニ候ハハ、弔斗三升六合之山高ニて、惣右衛門在命之内、善藏・用助へ分ケ可遣処、弔斗三升六合一円ニ善藏え遣候得ハ、弔斗九升六合之山高隠居免之山とは不相聞、弔斗九升六合用助方へ惣右衛門分ケ呉候山之由、母申通り無紛相聞候、然共隠居免ニ附候山高ニ無紛、慥成証拠有之候ハハ、弔斗三升六合父惣右衛門も、三分二・三分一と可引分処、弔斗三升六合善藏え一円ニ附候上ハ、弔斗九升六合用助へ分ケ呉候積り、惣右衛門申聞候筋と相聞候間、山高弔斗九升六合之分ハ、一円ニ用助方へ可相渡事

一金拾六兩余用助義、善藏ニ貸置請取之書付所持いたし候得共、善藏印形も無之今更出入之上ハ、急度印形之証文ニて無之候てハ難取用候、仍双方相对次第願之趣不取上不及沙汰事

一惣右衛門遺言状之由用助一通差出候、立会之者も無之惣右衛門耆人ニて、用助へ宛所之書付ニ候、善藏えも弔通相渡置両通集メ候得ハ、符合致候証文ニ候

ハハ格別ニ候へ共、善藏えハ書付も不相渡、旁難取用遺状ニ候事  
右被仰渡候趣遂一奉畏候、為後日双方連判御請印形差上申所仍如件

延享二年丑十二月九日

惣右衛門 後家つめ印

善藏印  
用助印

幸田善太夫様

御役所

右者惣右衛門後家・善藏・用助出入之儀、御吟味之上被仰渡候趣、拙者共立会承知仕候以上

|      |       |   |      |       |       |
|------|-------|---|------|-------|-------|
| 庄屋   | 久     | 七 | 五人組頭 | 与治右衛門 | 儀右衛門  |
| 年寄   | 瀬野右衛門 | 平 | 八    | 郎     | 助     |
| 五人組頭 | 小三    | 郎 | 久    | 助     | 治左衛門  |
| 同断   | 傳右衛門  | 平 | 三    | 郎     | 長治    |
| 同断   | 兵三    | 郎 | 半右衛門 | 円右衛門  | 又右衛門  |
| 同断   | 徳左衛門  | 半 | 三    | 郎     | 左治右衛門 |
| 同断   | 清兵衛   | 清 | 四    | 郎     |       |

同断 庄 治 郎 印 同断 甚 三 郎 印 同断 四 郎 兵 衛 印

同断 左 治 兵 衛 印

幸田善太夫様

御役所

## 二一八 家株相続証文

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 明和五年(一七六八)の相続に関する証文である。家株相続について、行く末は孫娘と夫婦にするよう数年前に相続人を迎えたが、その後不調となり、改めて孫娘に相続人を迎えるについての、財産分与の協議書である。周辺三か村の庄屋が仲介人となって、役所あて届け出ている。

### 差上申済口証文之事

一百姓庄次郎跡式之義ニ付、庄次郎後家並親類共御願

五戸口

申上候は、庄次郎孫娘すて有之候ニ付、右後家弟新藏倅常七義を、右孫娘すてえ嫁候積にて、四年以前庄次郎跡え、右常七を養子ニ仕、庄次郎持高七石余並山林・農具・家財・米穀共ニ、新藏方え相渡則新藏後見ニ極置、右すて義当年拾八歳ニも相成候得共、常七と嫁之義取極不申、右庄次郎後家義も老年之義ニ付、差急キ候得共埒明不申候間、外ニ養子見立庄次郎跡式立申度ニ付、四年以前願置候田畑高・山林・諸道具共ニ、相返候様願書差上、新藏返答書差上候は、倅常七嫁之義少も差支候義無御座候処、親類共彼は無筋之義申掛候間、親類共申聞候通、田畑・山林可相渡候得共、左候てハ三ヶ所にて百姓相立渡世仕候間、費も多可相立、殊ニ少分之御高隠居免等ニ、四分六ニ引分候様申候ニ付、此義親藏不得心、且又四ヶ年来右高作配仕候内、多分之借金も出来仕候間、右之分相返候様願書差上、一通御吟味被仰付候処、双方近キ親類中にて出入取繕候義不宜義ニ奉存、当村庄屋喜六・年寄善藏・鋳物師屋村庄屋惣右衛門・大平賀村庄屋庄八取扱、双方異見差加内済仕趣意ハ、右庄次郎控畑並屋敷畑、当年新藏方え作仕付

五〇三

候分、不残新藏方え收納いたし、高七石余之内、字  
おんとり上田壱反廿歩之所、永代新藏方え譲請相揃、  
田畑・山林は名寄帳之通不残相返し、孫娘すてえハ  
此上親類共打寄、相応之聶養子見立、庄次郎跡式相  
続仕候筈、尤新藏義も小三郎同様近親類之義ニ付、  
外親類一同此上庄次郎跡目相続之義、談合等同様ニ  
取斗候筈ニて、双方内得之上相済候、然上は右跡式  
之義ニ付、双方已来少も御願ケ間敷義申上間敷候、  
依之連判済口証文差上申処仍如件

明和五年子十月

庄次郎親類  
訴訟人 小三郎 印  
同 断 七郎兵衛 印  
同 断 八 印  
同 断 助 印  
同 断 久 印  
同 断 利 兵衛 印  
同 断 林左衛門 印  
相手方 新 藏 印  
下川邊村庄屋取扱人 喜 六 印

右済口証文写通、双方熟談相調相済申上候は、既ニ聶  
養子□□、庄次郎孫娘と嫁跡式相続成候様、親類加判  
之者申合取持可申候、庄次郎跡式之義も連々及困窮難  
相続儀は、双方承知之義ニ候得共、庄次郎田畑高反別  
之義ハ不及申、家財、諸道具此度立会相改帳面ニ相記、  
勿論田畑徳米諸勘定等急度相立、聶養子へ引渡可申候、  
若此上家財諸道具之内ニても、近親之内え相散候欵、  
又ハ勘定金之義ニ付、難心得儀有之候ハハ、親類加判  
之内より庄屋年寄え相達、少も筋違等無之様可仕候、  
依之加判之証文差出申処仍如件

明和五年子十月

御役所  
下川邊  
年寄同断 善 藏 印  
鋳物師屋村庄屋取扱人 惣右衛門 印  
大平賀村庄屋取扱人 庄 八 印  
訴訟人 小三郎 印  
同 断 七郎兵衛 印  
同 断 八 印  
同 断 久 助 印

同断利兵衛印  
同断林左衛門印  
相新  
五人組頭  
清兵衛印  
藏印

下川邊村庄屋  
喜六殿  
同善村年寄藏殿  
鑄物師屋村庄屋  
惣右衛門殿  
大平賀村庄屋  
庄八殿

## 二二九 内済証文

○町内下川辺

木下喜作氏所藏

(解説) 文政一三年(一八三〇)の相続内済証文である。  
分家にもなう財産分与について、村内の仲介人により協  
定された分与の条件である。

### 取暖内済証文之事

五戸口

今般拙者共分家之儀、元来兄弟不和合ニ付彼是入組、  
既ニ出訴可及之处、各方御立入双方え御異見之上、取  
暖内済被下候趣意左之通

一 高八石六斗八升九合九勺 右中控之分

一 高拾石三斗七升四合四勺 隠居敷跡倅貞治・貢控  
之分

右今般貢別家ニ付、養生いたシ候ニ付、各拾石余  
之分不残貢え貰受候事

一 隠居老軒

右同断貢貰受、外へ屋敷替普請可致事、尤普請入用  
之儀年賄ひ之事

一 是迄本家有来り諸書物・諸道具之分ハ本家附之事

一 拾三ヶ年以前親織部隠居致候处、相詔へ候諸品ハ隠  
居付

一 同年本家残居候、右中相詔へ候諸品右本家附之事

一 右以前親織部倅右中同居之内、相詔へ候品々別紙仕  
訳帳之通、取暖人見斗割合被相渡候事

一 惣領右中儀本家相続ニ付、家銘織部と以来可相名乗  
之事

右之通各方御取暖熟談納得内済仕候上ハ、双方御願筋

五〇五

は勿論、申分等一切無御座候、然上ハ第一母え孝行尽シ、兄ハ弟を取廻シ、弟ハ兄を敬ひ、相互ニ過言口論等無之様相慎、医業大切ニ相働キ、家銘相読可致事互ニ申合、出情第一ニ候事承知いたシ候、依之内済証文仍如件

文政十三寅年四月

御取廻人

廣林寺

右同断

官兵衛殿

右同断

村役人衆中

右同断

親類衆中

元右中事 貢

織

部 印

印

の相続人がなくなるが、それにとまなう一札である。

差出申一札之事

当町武平殿家名久々断絶致有之候処、今般私伴喜代治え相続為致度存候ニ付相願候処、左候へハ私家名断絶致候ては不宜旨、村役人衆より御察度有之候段承知仕候、私家名之儀は此節相続人相願候得共、思敷人柄も無御座候間、追て養子仕相続可仕候、万一私方相続人無之候節は、御讓物等不残返済仕、家名共御差戻シ可申候、為後日如件

天保三辰年四月十三日

二二〇 家名相続一札

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

矢嶋八兵衛殿

矢嶋甚左衛門殿

願主

林

親類

七

組合

初右衛門

助 印

兵衛 印

初右衛門 印

(解説) 天保三年(一八三二)の家名相続による一札である。断絶中の家名を実子に継がせることにより、当事者

二二一 相統熟談書

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

内三石壹斗八升九合

栃井村太平・川辺村喜  
左衛門え質入、貸出有  
之分引

残テ高九斗壹升六合

一金廿八兩貳分

賄代金

内金貳兩三分貳朱

貸金有之分引

残テ金廿五兩貳分貳朱

内

金拾兩

玄之進分

金壹兩

傳右衛門分

金貳兩貳分

喜兵衛分 喜六方出金

金貳兩

五郎平分

金壹兩

喜右衛門分

ノ錢七貫文

金九兩

金貳兩貳分

勘右衛門出金

金貳分

一諸道具之儀、喜六家付之分は其俣差置、其余之分勘  
右衛門え相渡シ可申極之事

一講会之義は、取調之上実意を以談合に可申事

熟談書之事

(解説) 文久二年(一八六二)の相統関係の文書である。  
相統人と母との紛争により、仲介人が財産の分与を取り決  
めたときの協定書である。母とは義母と推定される。

今般喜六方相統人勘右衛門と、同人母と心底行違出来  
及混雜候処、郷宿共立入、是迄彼是行違之廉は噯人え  
貰受、熟談相懸候趣は左之通

一高六石六斗五升九合

内

高貳石五斗五升四合

喜六古高

内五斗八升五合

喜兵衛之分預り高除

残テ高壹石九斗六升九合

高四石壹斗五合

勘右衛門持来高並追々

買入高共

一 此度諸雜用之義ニツ割之事

前書之趣ニテ、双方無申分納得熟談相整候上ハ、相互ニ実意を以論、村次第相片付可申候、為後日一同連印為取替一札仍如件

文久貳戌年二月

年寄

官兵衛印

親類兼百姓代 勘右衛門印

年寄 小三郎印

傳右衛門印

郷宿木屋 傳右衛門印

同 龜屋 源四郎印

二二二 離縁差入証

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

差入申一札之事

一 今般私離縁ニ付、御立会別紙帳面之通諸品引分、御取扱被下候所仕合奉存候、然ル上は老母も御座候上は、此後相統方之儀は可相成、為以御取斗可申は勿論、家名ニ付候印形、其外別紙之通引分ケ、差至離縁仕候上は、此後何方より相統人御立被下候とも、聊申分無御座決て違乱申間敷、尤借財金御座候処、格別之御実意御取斗被成下、此後返済方一時ニハ迎も相成申間敷候得共、引分ケ跡々御世話被下候由ニ引受、取遣候分は笠松表ニテ為取替書ニ不抱、先方金主へは私共とも罷越、可成勘弁方相頼可申、為後証一札仍て如件

本人

官右衛門印

同人在所元親類

小三郎印

仲人孫助跡目

龜三郎印

喜六殿本家

官兵衛殿

(解説)

年号は不詳であるが、相統人の離縁にともなう一札である。離縁後の相統のこと、諸品の分与のこと、借財金のことなどの記述がある。

### Ⅲ 戸口移動

#### 二二三 宗門送り一札

○町内上川辺

上川辺区所蔵

〔解説〕 寛延四年（一七五二）の宗門送り状である。下麻生村の女性が上川辺村へ嫁入りしたときの、庄屋から庄屋あての、宗旨の送り状である。寺の証明書が別添付されていた。

請合申宗門一札之事

一 加茂郡上川邊村次郎平女房ハ、同郡下麻生村多郎右衛門娘ニて年拾八、宗旨ハ代々禅宗、同郡同村臨川寺旦那ニ紛無御座候、右多郎右衛門諸親類縁者之内ニモ、先年より御公儀御法度之切支丹並、怪敷宗門御穿鑿之掛申筋目之者、壹人も無御座候、若脇より

五戸口

怪敷宗門之由訴人御座候ハハ、我等共何方迄も罷出急度申訳致、各え少も御苦勞懸ケ申間敷候、則寺手形別紙ニ取遣候、為後日宗門請合一札仍て如件  
寛延四年未二月

加茂郡下麻生村親

多郎右衛門 印

同村組頭 長左衛門 印

同村庄屋 原 六左衛門 印

同 断 佐藤傳左衛門 印

上川邊村庄屋

久次郎殿

同村組頭

孫九郎殿

#### 二二四 宗門送り一札

○町内上川辺

上川辺区所蔵

〔解説〕 宝暦二年（一七五二）の宗門送り状である。和知村の女性が上川辺村へ嫁入りしたときの、庄屋あての宗旨の証明送り状で、寺は兼山村所在である。

五〇九

請合申宗門一札之事

一 加茂郡上川邊村孫兵衛女房ハ、同郡和知村長助娘ニ  
て年三十一、宗旨ハ代々浄土真宗、可児郡兼山村西  
念寺旦那紛無御座候、右女房諸親類縁者之内ニモ、  
従先年御公儀御法度之切支丹並怪敷宗門御穿鑿掛り  
申筋目之者、忝人も無御座候、若脇より類門之由訴  
人有之候ハハ、我等何方迄も罷出急度申わけ仕、各  
え少も御苦勞懸申間敷候、則別紙寺手形取立遣シ申  
候、為後日宗門請合印形仍て如件

宝曆貳年申正月

加茂郡和知村親

長助 印

同村組頭

傳兵衛 印

同村庄屋

忠藏 印

上川邊村庄屋

久次郎殿

同村庄屋

半右衛門殿

二二五 宗門送り一札

○町内福島

福島区所藏

(解説) 天明五年(一七八五)の宗門送り状である。鹿  
塩村の女性が福島村へ嫁入りしたときの、庄屋あての宗旨  
の証明書で、先方の宗門帳に書載するよう依頼してある。

請合申宗門一札之事

一 加茂郡福嶋村佐郡治女房十八才、生所鹿塩村彦藏娘  
ニて、宗旨代々一向宗最乗寺旦那紛無御座候、右之  
女房諸親類縁者之内ニ、従先年御法度之切支丹宗門、  
御穿鑿之掛申筋之者忝人も無御座候、若脇より怪敷  
宗門之由訴人御座候ハハ、我等何方迄も罷出急度申  
訳仕間敷、少しも御苦勞掛申間敷候、則寺手形ヲ取  
相添遣申候、其御村御請帳御載可被成候、為後日宗  
門請合一札仍て如件

天明五年丑二月

鹿塩村親

彦

藏 印

福嶋庄屋

与平次殿

同村親類

平次郎 印

同村組頭

新左衛門 印

庄屋

又左衛門 印

## 二二六 宗門送り一札

○町内福島

福島区所蔵

(解説)

天明七年(一七八七)の宗門送り状である。和知村の女性が福島村へ嫁入りしたときの、庄屋あての宗旨証明で、寺は上飯田村所在である。

請合申宗門一札之事

一加茂郡福嶋村和太介女房年廿、生所は同郡和知村繁右衛門娘にて御座候、宗旨は代々禅宗、同郡上飯田村正宗寺旦那紛無御座候、惣て此は先年より御公儀御法度切死<sup>(支)</sup>丹宗門勿論、類門御穿鑿之懸り申筋目

五戸口

之者、諸親類縁者之内ニ壹人も無御座候、若脇より怪敷宗門之由訴人御座候ハハ、私共何方迄も罷出急度申訳仕、毛頭各え御苦勞懸ケ申間敷候、則手形取添遣シ申候、為後日宗門一札仍て如件

天明七年未二月

加茂郡和知村親

繁右衛門 印

同村組頭

平 印

同村庄屋

久右衛門 印

福嶋村庄屋

与平次殿

## 二二七 宗門送り一札

○川辺町所蔵  
(西村家文書)

(解説)

享和三年(一八〇三)の宗門送り状である。上麻生村の男児が川辺村へ養子したときの、庄屋あての宗旨証明で、今後宗門帳に載せるようにとある。

宗門請合一札之事

五一一

一加茂郡川邊村文右衛門養子当年八歳、武儀郡上麻生村磯吉甥にて、宗旨ハ代々禅宗、当村真光寺旦那ニ相紛無御座候、従先年公儀御法度之切死<sup>(支)</sup>丹宗門之義ハ不申及、類門御穿鑿之掛申筋目之者、諸親類縁者之内ニ耆人も無御座候、若脇より切死<sup>(支)</sup>丹宗門之由訴人御座候ハハ、我々何方迄も罷出急度申訳仕、各え少も御苦勞掛ケ申間敷候、向後其御村御請帳ニ御付可被成候、則別紙寺手形取添遣シ申候、為後日請合証文仍て件<sup>(如)</sup>

享和三年亥三月

武儀郡上麻生村伯父

磯

吉印

同郡同村五人組

与三右衛門印

同郡同村組庄屋

弥惣治印

川邊村庄屋

二二八 宗門送り一札

○町内石神

石神区所蔵

(解説) 文化十一年(一八一四)の宗門送り状である。太田村の女性が石神村へ、五年以前に嫁入りし、その宗旨の証明を庄屋あてに届けたものである。寺の証明書が別添付されていた。

宗門受合一札之事

一加茂郡石神村助十郎女房ハ、同郡太田村源七妹にて、五ヶ年以前午年縁付年三拾七歳、宗旨ハ禅宗祥光寺旦那紛無御座候、諸親類縁者之内ニ、御公儀様御法度之切支丹宗門之者、耆人も無御座候、若脇より訴人御座候ハハ、我ら何方迄も罷出急度申訳可仕候、向後其御村之御百姓ニ被成、宗門判形等御済可被成候、則寺手形取添遣申候、為後日仍て一札如件

文化十一年戌正月

加茂郡太田村兄

源

七印

同断親類

甚太郎印

同断庄屋

林市左衛門印

石神村庄屋

藤助殿

二二九 宗門送り一札

○町内石神

石神区所蔵

(解説) 文政十一年(一八二八)の宗門送り状である。

下麻生村の女性が石神村へ嫁入りしたときの宗旨証明で、届け出庄屋は下麻生・上麻生両村兼務の庄屋となっている。

宗門送り一札之事

一加茂郡石神村栄八女房ハ、同郡下麻生村重助妹ニて年式拾才、宗旨ハ代々禅宗、当村臨川寺旦那紛無御座候、惣て先年より公義御法度之切支丹類門之者、親類縁家之内耆人も無御座候、若脇より怪敷宗門之由訴人御座候ハハ、拙者共何方迄も罷出急度申訳仕、各え少も御苦勞懸申間敷候、則別紙寺手形取添遣申候間、当子年より其御村方御請帳ニ御書載、宗門判形御済可被成候、為後日之宗門一札仍て如件

文政十一年子二月

二三〇 宗門送り一札

○町内石神

石神区所蔵

(解説) 天保一〇年(一八三九)の宗門送り状である。

東沓部村(金山町)の男性が石神村へ養子したときの、庄屋あての宗旨証明で、寺手形を添付して今後宗門帳に載せるようにとある。

加茂郡石神村

年寄 藤助殿  
庄屋 貞助殿

加茂郡下麻生村兄

重助印

同村親類

傳藏印

同村五人組頭

甚三郎印

同村組頭

和七印

同村兼帯庄屋上麻生村

井戸武助印

請合申宗門送り一札之事

一加茂郡石神村弥三郎後家養子息子は、郡上郡東沓部村伊四郎息子当式拾五歳、音七と申者一昨年縁付、宗旨ハ代々禅宗、同村昌満寺旦那紛レ無御座候、從先年御公儀御法度之きりしたん宗門ハ不及申ニ、紛敷宗門之由訴人御座候ハハ、拙者共何方までも罷出急度申訳仕、各え少も御苦勞かけ申間敷候、則別紙寺手形取添遣シ候、当年より其御村方之御制帳ニ書添、宗門判形等済可被下候、為後日仍て請合如件

天保十年亥二月

郡上郡東沓部村親元

伊四郎印

金山中切親類

善太郎印

五人組

助左衛門印

年寄

政右衛門印

庄屋

長五郎印

石神村御庄屋

貞助殿

二三一 宗門送り一札

○町内石神

石神区所蔵

(解説)

弘化二年(一八四五)の宗門送り状である。池尻村(関市)の医師が石神村へ移住したさいの、庄屋あての宗旨証明で、寺手形を添付して今後宗門帳に載せるようにとある。

請合申宗門一札之事

一濃州武儀郡池尻村青山宗沢と申者、実父同苗宗沢より二代共、本道医術修行仕候て、今般加茂郡石神村へ移住相定申ニ付、当村宗門帳相省其地え差遣申候、宗旨ハ代々禅宗、当村西光寺旦那紛無御座候、尤諸親類縁者之内にも、御公儀様御法度之切支丹宗門之者、壹人も無御座候、万一脇より怪敷類門之由、又ハ修行怪敷由訴人有之候て、御穿鑿相懸り候節ハ、拙者共何方迄も罷出急度申披仕、其御村方へ聊御苦勞相懸申間敷候、別紙ニ寺手形取添差遣申候、然上

ハ以来、其御村々御請帳ニ御載可被成候、為後日宗門請合送り一札仍て如件

弘化二年巳二月

武儀郡池尻村父之

同村親類

右内印

同村五人組頭

吉兵衛印

同村年寄

藏印

同村庄屋

七印

又孫

吉印

加茂郡石神村

御庄屋

貞助殿

二二三 宗門送り一札

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 慶応二年(一八六六)の宗門送り状である。下

川辺村の女性が犬山へ嫁入りしたときの、寺から寺へあてた宗旨の証明書である。

五戸口

宗門送り一札之事

一尾州犬山之御城下児野嘉市女房ハ、濃州加茂郡下川邊村木下喜右衛門掛人常代と申者にて、宗旨は代々禅宗拙寺旦那紛無御座候、今般夫と同宗同寺旦那相成度由、出願候ニ付任其意候間、向後は貴寺旦那ニ被成、宗門印形等並御寺役迄御済可被成候、勿論御法度之邪宗門筋目之者ハ、諸親類ニ至迄一人も無之候、若一脇より怪敷宗門之由、訴人於有之てハ、拙寺何方迄も罷出、急度申披可仕候、貴寺様へ聊御苦勞相掛申間鋪候、為後日宗門送り一札依て如件

慶応三年寅ノ三月

同州同郡栃井村禅宗

禪原寺印

犬山

妙海寺御役寮

二二三 宗門送り一札

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 慶応三年(一八六七)の宗門送り状で、史料二

五二五

三二に関連したものである。下川辺村の女性が犬山へ嫁入りしたときの、庄屋から婚家先に提出した宗旨証明で、先方は犬山藩の武士であつた。

成瀬隼人正様御家中  
児野嘉市様

請合申宗門一札之事

尾州犬山成瀬隼人正様御家中、児野嘉市様御内方ハ、濃州加茂郡下川邊村、木下喜右衛門方懸り人つねよ、当卯四拾八才ニて縁付遣シ申候、右之者宗旨ハ代々禅宗、同国同郡栃井村禪原寺、旦那ニ紛無御座候、惣て御公儀御法度之切支丹宗門は不及申ニ、怪敷宗門之もの、諸親類縁者之内耆人も無御座候、若脇より怪敷宗門之由訴人等御座候ハハ、私共何方迄も罷出急度申訳仕、御手前様え少も懸御苦勞申間敷候、則別紙寺手形取添差上申候、然ル上ハ当卯年より、其御宗帳ニ御書載可被下候、為後日之仍て宗門請合送り一札如件

慶応三卯年三月

濃州加茂郡下川邊村

木下喜右衛門印

親類

喜兵衛印

年寄

櫛井龜三郎印

庄

嶺川与治右衛門印